

平成 29 年 9 月 20 日

厚生労働大臣

加藤勝信先生

介護福祉士国家試験における在住外国人受験者の 試験時間延長を求める要望書

すみだ日本語教育支援の会
代表者 宮崎里司



経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者については、第25回介護福祉士国家試験より、全ての漢字にふりがなを付記した試験問題が配布されることに加え、試験時間が通常の1.5倍に設定されるといった配慮もなされております。

一方、日本の永住権や定住権を有し、自分自身の意志で日本人要介護者の介護に従事している外国籍受験者(以下、日本在住の外国籍受験者)に対しては、第28回介護福祉士国家試験より、全ての漢字にふりがなを付記した試験問題が配布されるといった受験上の配慮がなされるようになったものの、未だに試験時間が通常の1.5倍に設定されるといった配慮はなされておりません。そうした日本在住の外国籍受験者には、以下ののような日本語面でのハンディが存在いたします。

- ・ 日本での在住期間は長く日本語での会話には問題ないものの、体系的な日本語教育を受ける機会が得られなかった者が多く、文章記述および読解能力が、日本人やEPAに基づく外国人介護福祉士候補者よりも劣っている。
- ・ 介護職の経験も長く、適性も高く、必要な知識も持ち合わせているにもかかわらず、試験問題文読解に時間がかかることで、資格取得および職場での地位向上に結びつかない。

また、日本在住の外国籍受験者は、日本人家族と共に、地域で介護職を全うしたいという強固な意志を持って職務に従事しております。しかしながら、こうした人材に対して、介護福祉士国家試験時間の延長を認めない対応は、介護人材が圧倒的に不足する日本にとって、貴重な介護人材を失う事につながりかねないと、危惧せざるを得ません。以上のことから、次の通り要望致します。

「介護福祉士国家試験における試験時間を通常の1.5倍に設定する措置を、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者以外の、日本在住の外国籍受験者に対しても講ずる事を要望します。」